

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成31年2月20日（水）午後1時30分から午後4時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 藤 井 俊 郎 （千葉地方裁判所刑事第4部判事）
裁判官 川 田 宏 一 （千葉地方裁判所刑事第2部判事）
裁判官 前 澤 利 明 （千葉地方裁判所刑事第4部判事補）
裁判官 本 田 真理子 （千葉地方裁判所刑事第2部判事補）
裁判官 乙 部 華 穂 （千葉地方裁判所刑事第4部判事補）
検察官 岳 井 信 博 （千葉地方検察庁検事）
検察官 高 橋 葵 （千葉地方検察庁検事）
弁護士 立 花 朋 （千葉県弁護士会所属）
弁護士 野 原 郭 利 （千葉県弁護士会所属）

1 番 裁判員経験者

2 番 裁判員経験者

3 番 補充裁判員経験者

4 番 裁判員経験者

6 番 裁判員経験者

7 番 補充裁判員経験者

8 番 裁判員経験者

議事概要

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】

本日は、お忙しい中、意見交換会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会進行を務めます刑事4部の総括裁判官の藤井と申します。どうかよろしくお願いいたします。また、本席には法曹三者の方々にも御出席をいただいておりますので、まず簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

【川田裁判官】

千葉地裁の刑事2部の裁判官の川田と申します。よろしくお願いいたします。

【本田裁判官】

千葉地裁刑事2部裁判官の本田と申します。よろしくお願いいたします。

【岳井検察官】

千葉地方検察庁公判部検事の岳井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【高橋検察官】

千葉地方検察庁検事の高橋と申します。よろしくお願いいたします。

【立花弁護士】

千葉県弁護士会に所属しております弁護士の立花と申します。よろしくお願いいたします。

【野原弁護士】

同じく千葉県弁護士会に所属しております弁護士の野原と申します。よろしくお願いいたします。

【前澤裁判官】

千葉地方裁判所刑事第4部裁判官の前澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【乙部裁判官】

同じく刑事4部裁判官の乙部と申します。よろしくお願いいたします。

【司会者】

それでは最初に、本日皆様にお集まりいただきました趣旨を改めて御説明させていただきたいと思います。裁判員制度は、本年5月に施行10周年を迎えることになります。これまで裁判員裁判に参加していただいた方からは、参加してよかった、有意義であったなどの肯定的な御意見を多数いただいているところではありますが、他方で、裁判員候補者の方に選任された方の辞退率の上昇といったような、多様な国民の意見を反映させるという制度の根幹に関わる問題が生じていることもまた事実であります。千葉地裁では、これまでも、よりよい裁判員裁判の実現を目指し、定期的に裁判員及び補充裁判員経験者の方にお集まりいただき、御意見をいただいているところですが、10周年という節目の年を迎え、本日は、参加しやすい裁判員裁判を実現するため、どのようなことが考えられるか、考えるべきかということにつき御意見を伺えればと思い、お集まりいただきました。皆様から伺う御意見は、裁判員制度の広報活動を行う上での貴重な資料となるものと考えております。どうかよろしく願いいたします。本日の進行ですが、あらかじめお送りさせていただいた話題事項に沿って意見交換をしていただくわけですが、本席には法曹三者が参加しておりますので、御意見と併せ、御質問などがあれば適宜伺い、活発な意見交換をさせていただければと考えております。まず皆さんがどのような事件を担当されたのかということ、裁判員を務められた全体的な感想と併せて、簡単にお聞かせいただければと思います。1番さんからお伺いしてよろしいでしょうか。

【1番】

私は、覚醒剤の案件について務めさせていただきました。被告人が海外の方で、通訳を交えながらの裁判を経験しました。主な争点は、共謀が成立するかどうかということや、覚醒剤だと分かって持ってきたかどうかということについてでした。感想としては、司法について携わる機会がなかなかない中、実際に携わることができて非常にいい経験になったと思いますし、いろんな方々と意見をぶつけ合う機会がなかなか会社ではなく、会社だとやっぱり上下関係とか見ながら意見をぶつけ合うかと思うんですけれども、そういうこともなく、裁判官の皆さんのフォローがあっ

て、何か本当に議論らしい議論がしっかりできたというのも一つの経験だと思っていますし、そういう議論のやり方や評議の進め方を、間近に裁判を通じて学ぶことができたなと思っています。

【司会者】

ありがとうございました。では、2番さん、お願いいたします。

【2番】

私の担当させていただいたのも覚せい剤取締法違反、関税法違反、それから争点は、先ほどの方とちょっと違い、恐らく違法薬物と知っていて持ち込んだのか、あるいはそういう認識がなかったのかということだったと思うんですが、後でいただいた判決要旨を読んでもみたら、何か専門的には知情性の有無という言葉だそうです。被告人が認識していたかどうかということだけがポイントで、その点はよく理解できたつもりです。事案としては多分シンプルなのだろうとは思いますが、いろんな証拠の中には、メールのやり取りとか、私には非常に理解しにくいというか、頭にすっと入らないところがありました。評議の段階で3人の裁判官がいろいろとかみ砕いて、あるいはホワイトボードを使って説明してくれ、理解しやすいものとなりました。4か月ぐらいしかまだたっていないんですけども、審理のことは、余り記憶に残っていないんです。評議のことは、裁判員同士のやり取りや裁判官を含めたやり取りについて、細かいところは別として、イメージは大分残っているんで、裁判員制度を経験して私もよかったと思います。ふだん生活しているときとは違う経験ができたということと、年代も違う裁判員の方を通じ、いろんな考え方があるんだということ等を経験したことはよかったなと思っています。

【司会者】

ありがとうございました。では、3番さん、お願いいたします。

【3番】

私も2番さんとはほぼ同じような案件でした。外国人が密輸し、違法に覚せい剤取締法違反、関税法違反をやったということで、その薬があったかないかを認識して

いたかいなかったかという問題だったので、それを証拠で判断しなければいけない。そういうものがない限りは無罪になるんだという、私にとっては、それだけを考えていたという約1週間でした。いろんな考え方があり、いろんな意見があり、それを集約して行って、一つの方向にみんなですていくという、いい経験をさせていただいたと思います。

【司会者】

ありがとうございました。では、4番さん、お願いいたします。

【4番】

私も同じく覚せい剤取締法違反でした。外国の方が日本に入ってきた時に、かばんの中に覚醒剤が入っていたという事案です。いろいろ審議して、裁判官の方を含めていろんな方の意見を聞いていくうちに、少しずつ考え方も変わっていきました。要するに本人が持ってこようとして入ってきたかどうか、その確認だけだったんで、そういう意味では非常に難しいなと思いました。裁判員制度、日本の裁判がしっかりと運営されているなということをととても強く感じました。

【司会者】

ありがとうございました。では、6番さん、お願いいたします。

【6番】

私も覚醒剤の密輸絡みの裁判に参加させていただいたんですけれども、裁判員制度というものを身近に感じられた非常にいい機会をいただいたというのが全体の感想です。実際に参加してみて、事件の内容は、争点が量刑ということでシンプルな事案だと推測はしているんですが、司法の素人が参加した感想としては、実際3日間の日程だったんですけれども、予想以上に短期間で結論を出すんだというのが意外でした。非常に短かったので、判断までの難しさ、素人としてどこを判断していったらいいかという難しさを個人的には一番感じました。

【司会者】

ありがとうございました。では、7番さんお願いいたします。

【7番】

私も覚せい剤取締法で量刑が争点だったんですけれども、被告人が覚醒剤を持ってきたということは認めていたので、結構シンプルな事案だったのではないかと思います。年代も違い、年もばらばらの男性、女性の中で、一つの答えをまとめるという難しさを学ぶことができたので、とても自分の中では有意義でした。

【司会者】

ありがとうございました。8番さん、お願いいたします。

【8番】

私は、皆さんとちょっと違い、殺人、殺人未遂、傷害という三つの犯罪があり、全体で3週間、具体的には11月12日に選任手続が始まって、判決が出たのが12月3日までの3週間、裁判員同士がプライベートな話が出て仲よくなるぐらい一緒にいまして、最初の1日は冒頭陳述と検察官の方が証拠物の取調べをするだけで1日が終わるといぐらいいろいろなことがありまして、最後の量刑まで行ったときは、やっとここまで来たかというぐらい長かった気持ちと、終わってしまうんだなというちょっと寂しい気持ちが出るぐらいでした。実際睡眠薬を使われた殺人だったんですけれども、それを入れたというところはもう既に認めていたので争点ではなかったんですが、その入れるかどうかというところから始まっていたらもっと長くなったという話を聞いたので、それだったらもっとこの空間が続いたんだなというちょっと寂しい気持ちと、それをしてしまったら仕事場での立場がなくなるなという気持ちと、複雑な思いでした。また機会があったら来たいなというふうに思っています。

【司会者】

ありがとうございました。奇しくも千葉地裁の特徴を表すかのように、今日お集まりいただいた方7人中6の方が覚醒剤の事件を御担当いただいて、否認事件、自白事件、いろいろあったようですが、最後の8番さんの事件は、覚醒剤事件ではありませんが非常に長い事件で、いろいろ御負担もあったのではないかと思いますの

で、この後いろいろ御意見を伺えればと思っています。それでは、裁判員候補者名簿に載る前、あるいはその後の御感想などから伺っていきたいと思います。一昨年11月に皆さんのもとに裁判員候補者名簿に載りましたという御案内があったかと思いますが、その御案内が届く前には裁判員制度についてどのような感じをお持ちだったでしょうか。また、それまで職場や家庭で裁判員制度が話題になることがありましたでしょうか、そのことをお聞かせいただければと思います。

【1番】

通知が来る前は、特に何も感じていなくて、そういう制度始まったよねという程度の認識で、まさか自分が選ばれるとは思ってもいなかったですし、どんなことが実際に行われているかも特に興味がなかったです。会社等でも実際に選ばれたよと公言している人が余りいないので、実際にどんな制度で休みの対応をしていくのか、話題に上ることもない感じでした。

【司会者】

名簿に載ったという御案内が届いたときは、どのような御感想でしたか。

【1番】

もしかしたら選ばれるかと思って、もし選ばれたら、国民の義務ではないですけど、自分が何かの力に役立つなら、もし選ばれたら是非参加したいなとは思いました。

【司会者】

ありがとうございます。2番さんいかがですか。

【2番】

裁判員制度があるということは頭の片隅にはあった程度で、周囲でもそういう話が出たことはありませんし、今はもうリタイアして大分たちますので、仕事仲間という付き合いはふだんないんですが、ただ同じような年齢の人間と月に何回か食事したりする機会があって、候補者名簿に載ったよというときも、ちらっとこんなの来たよとは言ったけど、周囲はそんなことあるのという程度の認識でした。通知が来

たときに、場合によっては裁判員に選ばれるのかなということを思い、そのときにまず頭に浮かんだのは、私が好きで見ていたテレビドラマがありまして、裁判員制度の裁判長が任官したばかりの若いときに、左陪席を最初経験するそうなんです、殺人事件の量刑について、自分は有罪だが死刑ではないという認識を持っていたが、もうお二方は死刑だということで、結論は死刑となり判決をその左陪席の方が書くということで、そのときはそれで終わったんですが、時間がたって裁判員裁判が施行されるといいうときに、その裁判官はそのドラマにおいて、自分たちはプロだから、例えば死刑だとか無期だとか、被告の人生をかなり左右するような判断を下さなくては行けない。でも、自分はプロだからそういう覚悟で仕事をしているが、裁判員というのはアマチュアですから、そのアマチュアの人に対してそういう重い覚悟を持たせられるのかという逡巡した気持ちをずっと持っていて、裁判員制度を施行するに当たってかなり難しい気持ちを持っていたということを吐露するシーンがあったんです。それをこの通知が来たときに、あっ、そうか、こういうことにひよっとしたらぶつかるのかもしれないなということをそのとき感じました。ただ、実際には、私が当たった事件は覚醒剤で、多分死刑ということはないんだろうなという意識があったので、そんな重い判断をしないで済むのかなという思いはあったんですけども、そういう通知をいただいたときには、いま話したようなことがふっと頭に浮かびました。

【司会者】

ありがとうございました。では、3番さん、お願いいたします。

【3番】

まず、名簿に載りましたという通知が来る以前ですが、裁判員裁判という制度があるのはテレビとか新聞で知っていましたが、周りでやったという人は誰も見たことも聞いたこともなかったので、非常に申し訳ないですが、他人事でした。まるっきり自分のこととは考えていませんでした。名簿に載りましたという通知が来ましたが、現実的にあなたが候補者に選ばれましたというのが来たのは11月ぐらい

だったので、もうそろそろ時間切れという頃に来ており、約1年間の間何もなかったからまあ来ないだろうと高を括っていました。

【4番】

私の場合は、裁判員制度というのを、報道等、新聞レベルの情報ですけど、知っていました。10年ほど千葉に住んでいて、千葉は当たる率が高いというのを知っていましたが来ないなと思っていました。そのような中、多分秋ぐらいか、最高裁判所から通知が届いて、2018年度に候補になったということを理解しました。また何かあったら来るんだなと思って、興味があったので行ってみたいなと思ってずっと待っていました。その時、人には別に話していませんでしたし、少なくとも裁判員制度、裁判員裁判に行った人というのは身近にはいなかったもので、千葉はよく当たると言われながらなかなか来ないんだなというふうに思っていました。

【司会者】

ありがとうございました。6番さんお願いいたします。

【6番】

私も大体皆さんがおっしゃった内容と同じでして、制度自体は何となくぼんやり前から聞いたりしたことはあって何となくは分かっていたんですけども、実際身近にはリストに載った人が1人いたぐらいで、やったことある人がいないので、実際自分がリストに載ったときに、さてどうしようかと正直戸惑いを覚えたのと、それは実際参加することもそうですし、例えば会社的に、社内的に処理をどうするかとか、そういう部分も若干戸惑いを覚えたのが率直な感想です。

【司会者】

職場で何か話題になったりすることはなかったですか。

【6番】

職場の環境として、ふだん話す人が周りに50人ぐらいいるんですけども、結局リストに載ったのが1人だけでみんなよく分かっておらず、話してもこうした方がいいんだよとか、こういう手続があるんだよということを分かる人間がいなかつ

たので、ちょっと慌てて自分で調べました。

【司会者】

ありがとうございました。7番さん、いかがでしょう。

【7番】

ちょうど10周年ということですが、10年前、私が小学校か中学校の社会とか公民の授業で勉強はしていたので、大まかなことは分かったんですが、その後、名簿に載る前まではもう全く何も考えていませんでした。そういう話は職場ではしませんし、家族とも裁判員裁判について話すことは全然なかったんですが、名簿に載ったという通知が届いたとき、親に何をやらかしたんだって言われたことは覚えてます。

【司会者】

ありがとうございます。8番さんお願いいたします。

【8番】

私は、もともとどんなことでもいろんな角度から物事を見て、友人や妻と話し合うというのが好きで、例えばテレビで虐待の事件があれば、その虐待した人の気持ちやその周りの人の気持ちとか、あと何でこの世にスポーツが存在するんだとか、友人の恋愛のこととか、いろんなことを話し合うのがとても好きだったんです。なので、こういう裁判員制度が始まったというときに、もし選ばれたら、そういうのをいろいろ考える機会があるなどは思っていましたけれど、実際裁判員制度が施行されてから10年たって、この通知が来たときは、まだやっていたのかというのが強いんです。実際これをぱっと見たときに、自分が起訴されたということを一番最初に思うので、どきっとする気持ちが一番強いんです。職場からは、実際自分のことを知っている人は、選ばれると思ったというふうになぜか口をそろえて言っていました。

【司会者】

ありがとうございます。皆さんのお手元に御案内が行ったときには、同封されたパンフレットなどが入っていたかと思うんですが、こういったものにはお目を通さ

れたかどうか、あるいはこういうものが入っていたらもっと興味を持てたのにと
いうような何か御意見等があれば伺いたいと思うんですが、1番さん、いかが
でしたでしょうか。

【1番】

同封されていたパンフレット等にはしっかり目を通させていただいて、もし今後
選ばれた場合どんなことになるのかはちゃんと頭の中でシミュレーションさせて
いただきましたけれど、プラスアルファで何かこんなものがあったらいいなと提案で
きるほどの案は持ち合わせていません。

【司会者】

ありがとうございました。2番さん、いかがでしょうか。

【2番】

私も同じです。送られてきたものは全部一応目を通しましたけれど、今はもう何
を見たかを覚えていません。今でもそれはとってあり、今回の意見交換会に当たり
前の資料をちょっと見直したことはありましたけれども、ほかのどういう書類があ
ればもっといいんじゃないかというところまではちょっと考えたことがないです。

【司会者】

ありがとうございます。3番さん、いかがでしょうか。

【3番】

送られてきたものは、怖かったので隅から隅まで読みました。幸いにも私の妻が
社会保険労務士をやっております、法律的な用語にもとても詳しくだったので、い
ろいろと彼女のアドバイスをもらった上で読みました。そのときに特に分かりにく
かったとかいう記憶はありません。今改めて見るというわけではないので、あとこ
んなものがあればよかったという記憶も特にはないのですが、身近に法律の基礎知
識がある人がいないと、意外に分かりにくい用語があったのかもしれないなと思
います。

【司会者】

ありがとうございました。

【4番】

私も、もしかしたら選ばれるかもしれないということで、書類と先ほどのパンフレットは全部読みました。裁判が終わってから、大きい方のパンフレットを会社に何部か持って行って、興味のある人には回覧して見てもらいました。そういう意味では、読む気がある人にとっては意味があると思うんですが、これを開いてもらうためにどうするかということは考えなきゃいけないかなというふうに思いました。多分読み物としては難しい、何とかさらっとだったら読めるかなとは思いますが、これをどうやって開けてもらうかだというふうに思います。

【司会者】

それを御覧になったときに、これはちょっと面白そうだなとか、行ってみたいなとかいう気持ちになったかどうかについてはいかがでしたでしょう。

【4番】

もともと興味があったので、それを読んでこれならできるかなと思いました。読むことによって怖気づいたりすることはなかったです。

【司会者】

会社でほかの方に見ていただいたときは、どのような御感想でしたか。

【4番】

ああ、こういう仕組みなんだと。会社の中で興味がある人は、通知も手元に届いたことがない人ばかりで、やれる状況にあればやってもいいなというような感想は聞きました。

【司会者】

ありがとうございました。6番さんお願いいたします。

【6番】

私も内容を拝見して非常に分かりやすかったですし、その後の準備にもつながったので、特に分かりづらい点はなかったんですけども、最初焦ってしまったのは、

私がたまたま3件の裁判にリストアップされまして、ちょうど仕事の関係で不在にしていたもので、延々と不在通知が来て、何のことか分かっていないので、何か呼出しされているなど。全然悪いことしていないよなどと思いつつ、最大で6通ぐらいそれがたまってしまい、何か大変なことになっているなどという焦りを感じたので、最初にまずこういう内容が来て、その後本人の意思を確認して参加するという全体の流れが、もっと世間一般的に伝わっていればよりよいと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。7番さんお願いいたします。

【7番】

私は、今単身赴任で別のところに住んでいるんですけども、手紙が実家の千葉に届きまして、その後発送してもらったので、ちょっと時差が生まれてしまい、会社の方に伝えるのが遅くなってしまい困りました。

【司会者】

最初にお送りしたパンフレットは、御覧になられましたか。

【7番】

はい。パンフレットを見て、大体分からないことはネットで調べました。服装のことも多分書いてあったと思うんですけども、気になることはすぐインターネットで調べていました。

【司会者】

ありがとうございました。8番さんお願いいたします。

【8番】

私は、こう言うのもなんですけれど、実は全然見ていませんでした。この封筒自体というか、パンフレットもそうなんですけど、インターネットとかも使われている時代に、お言葉ですけど古臭いというか、堅苦しいというか興味が湧かないんです。なので、もうちょっと何かパンフレットを作る業者さんじゃないですけど、例えばそういうアイデアが出せるような人に委託したり力を借りたりして、もっと興味

が湧くような、何だか面白そうだなというふうな興味が出るようなものに変えていく、何だったら封筒も使わないで、何か別の手段、若者たちに届くような手段があるといいのかなと感じました。

【司会者】

ありがとうございます。やはり最初にちょっと封を開けたくなるような何か工夫ということでしょうか。

【8番】

そうですね。実際本当に読んだのは選任手続の前日とかに読んでいたので、罰せられるんじゃないかというハラハラ感のみでした。

【司会者】

ありがとうございます。以前はDVDをお送りしていたんですよ。

【川田裁判官】

そうですね。以前とは送るものが違っているというのもありますし、最高裁判所のホームページまでアクセスしていただければ、裁判員制度の関係もいろんな情報があったり、選任手続はどうやるのかというような情報があったりするんですが、なかなかそこまでお願いするのもどうかということがあります。どういうものにしたら皆さん分かりやすいか、漫画も意外とこれは取っつきやすいようにといろいろ工夫して作られているものなんですけど、皆さんの御意見を参考にして、更にまた御意見を伝えて、よりよいものを作ってもらうように考えています。

【司会者】

どうもありがとうございました。それでは、次のテーマに移りたいと思います。最初に名簿に載りましたという御案内があったかと思いますが、それからしばらくすると、ある日突然今度は呼出状というものが皆さんのもとに送られたかと思いますが、その呼出状で裁判所にお越しく下さいというふうにお願いするわけですが、今度はその呼出状が届いてからのことについてお尋ねしたいと思います。呼出状というのは、大体選任手続期日の8週間ないし6週間ぐらい前に皆さんのもとにお送りして

います。このときに裁判の具体的な日程をお伝えし、この日程で御参加いただけないでしょうかというふうにお伺いしているわけですが、この時点でどのような日程調整をされているのかについてお尋ねしたいと思います。例えば、とりあえず選任手続期日1日だけの調整をして、選ばれたらまた考えようというような調整をされているのか、あるいはきちんとその予定を2週間、3週間空けて調整をいただいているのか、そういったところの実情をお聞かせいただければと思います。まず、1番さん、いかがでしょうか。

【1番】

選任手続日は、その日絶対来てくださいということなので、もちろん調整させていただいたんですが、実際に選ばれた場合のスケジュールについては、一応職場の方に対して、もしかしたら選ばれて抜けるかもしれないという程度のご事情は伝えていました。ただ、実際は選ばれるかどうか分からないので、確実に確保という形はしていなかったです。確実に確保するのは実際に選ばれてからやろうという形をとりました。

【司会者】

ありがとうございます。職場の方には、ひょっとしたらこの辺で選ばれるかもしれないということをお伝えいただいたかと思うんですが、それに対して職場、会社側の反応はどのような感じだったのでしょうか。

【1番】

会社員なんですが、組合専従で休職している形なので、労働組合内部でのスケジュール調整さえ問題なければ行けるという形だったので特に何も言われなかったです。

【司会者】

ありがとうございます。2番さん、いかがでしょうか。

【2番】

先ほど申し上げたように仕事はやっていませんので、スケジュール調整について、

いろんな人と会ったり食事したりとか、そういうスケジュールはありますけれど、特に期日については私の場合はほとんど支障がありません。それと、選ばれた場合のスケジュールについても選任手続期日案内に確か載っていたと思いますので、そこは手帳に書いたりして、予定がダブらないようにし、調整は私の場合そんなに苦労しませんでした。

【司会者】

ありがとうございました。3番さんお願いいたします。

【3番】

選任手続の日は空けておりました。私の場合、実はフリーランスなものですから、とてもスケジュール調整は困りました。というのは、何月何日から何月何日までの間、あなたはやる可能性がありますよという話なんです。フリーランスだと、仕事が先に決まっている分には、ここは入っていますと言えるんですが、そうでないと、全部そこは入っていますという形でお客様に断りを入れなきゃいけないんです。そうすると、何でと問われたときに実は裁判という話になり、それはいつ決まるのかと言われて何月何日にならないと分からない、そこに行ってみないと分からないんですと言うと、ほとんどの人からふざけるなという言葉をもらうので、大変苦労しました。

【司会者】

ありがとうございます。4番さんお願いいたします。

【4番】

私はサラリーマンなんですが、呼出しの日にはスケジュール調整した上で行きました。職場には、選ばれるかどうか選任手続の初日であることを伝えました。ですから、その後、選任されてから後のスケジュールを会社に伝えました。

【司会者】

ありがとうございました。6番さんお願いいたします。

【6番】

私もサラリーマンなんですけれども、手続の案内をいただいた時点で、選ばれた際に休む可能性のある日はもう全部会社の方に通知して、最大でこれぐらい不在であるということを伝えました。ただ、私の場合はその3件の裁判の選任される可能性があるということで、同じタイミングで3件いただいたので、どれかは分からないけれど、1か月以上休むという形で会社に通知せざるを得なかったのも、非常に会社側も驚いていました。一番長いのがたしか15日拘束される可能性があるということで、2月の1か月間で15日、土日を考えると、会社にはほとんど行かないぐらいの長期間だったので、駄目とかそういうのはないんですが、困ったという感じはやっぱり正直会社側にはありました。また、個人的にも、サラリーマンなので、仕事の予定を非常に組みづらいというか、社内にいるような仕事だったらいいんですが、社外に出るような仕事が多いので、1か月半ぐらい先まで予定を白紙にせざるを得なかったため、ちょっと困ったのが正直なところですよ。

【司会者】

ありがとうございました。7番さんお願いいたします。

【7番】

裁判員裁判に関しては会社から特別休暇をいただけるので、その申請はしたんですが、予定が確定していないと申請が下りません。選任手続は特別休暇の申請ができたんですけれども、その後、裁判員裁判期間の特別休暇を取るのに苦労しました。ちょうど裁判員裁判の時期が中旬ということで、繁忙期に当たり、誰かにお仕事をお願いしなきゃいけない立場なので、そこがすごく曖昧になってしまったというか、そのパスがちょっと難しかったです。

【司会者】

ありがとうございます。8番さんお願いいたします。

【8番】

私は、大きな会社に所属している美容室で、自分がシフトを組んでいるんですが、実際人数を確保しなきゃいけないけれど、自分が休んでいるときは別の店舗から例

えばヘルプが来てくれるというシステムなんです。なので、今回選任手続の日だけはとりあえず有休をいただいて、選任手続で選ばれずに働くパターンをA、選任手続に選ばれてしまって会社を休むパターンをBにして、2つのシフトを会社に出し、選任手続の終わった後にAかBかを報告しますと言った後、Bと報告するのがものすごく気持ちが重かったです。やっぱり休むんだと。選任手続から判決まで全部合わせて13日間丸々有休を取れたので、まあよかったかなと。会社の反応的には、Bと報告したときは、やっぱりねというぐらいの反応でした。

【司会者】

ありがとうございます。そういったスケジュール調整を6週間ないし8週間前にお願いしているわけですが、この期間についてはいかがでしょうか。

【1番】

私は特に苦勞しなかったのですが、問題ないとは思いますが、やっぱり人ってどっちに転ぶか分からない状況が一番ストレスを抱えると思うので、逆にすぐの方がいいんじゃないかなという気はします。

【司会者】

それほど空けない方がいいということでしょうか。

【1番】

そうです。それほど空けない方が本人のストレスにはならないんじゃないかなと思います。さすがに次の日とかは困ると思いますが、1週間程度あればいいんじゃないかなという気は個人的にはします。

【司会者】

2番さんは大丈夫ですか。

【2番】

体調管理だけです。

【司会者】

3番さん、6週間ないし8週間前というのはいかがでしたでしょうか。呼出状を

お送りして、約2か月先に選任期日にお越してください、そういう御案内をしたときのその2か月ぐらいの期間はいかがだったでしょうか。

【3番】

それは、そのぐらいで十分だと思います。

【4番】

私も約2か月ありましたんで、それに関しては別にそのぐらいでちょうどいいかなというふうに思います。

【司会者】

ありがとうございます。6番さんお願いいたします。

【6番】

スケジュールについては、正直言うと、例えば今年度リストに載りましたという時点で、年度計画じゃないですけど、それぐらいのスケジュール感で前もって分かっていた方が非常に動きやすいかなと思います。正直仕組みをよく理解していなかったのもあるんですが、私の場合はたしか11月か12月ぐらいに、1月に手続があるよという通知をいただいたので、もう多分年度内はないんだろうという程度に考えていたため、実際その通知を受け取った時点では、まだこれ生きていたんだと思い、正直短く感じました。もうちょっと早く知りたかったなというのがあります。

【司会者】

ありがとうございます。7番さんお願いいたします。

【7番】

私の仕事は事務なので、基本的に、スケジュールというのはもう大体確定しているので、そこまでスケジュールを組むのは困らなかったんですが、ただちょっと職場の方で1人急遽入院される方がいまして、その方が労務だったため、上司が労務の仕事ばかりしなければならないことになってしまったため、スケジュールの調整に困りました。

【司会者】

ありがとうございます。8番さんお願いいたします。

【8番】

選任手続から公判が始まるまでの期間が欲しいです。せめて別の月にしていただければ、まだ動きやすいかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。その点は、またこの後御意見をいろいろいただきたいと思います。では、ちょっと同じようなお尋ねになってしまうかもしれませんが、この呼出状が皆さんのお手元に届いた時点で、例えば職場あるいは御家庭の中で何か調整する上で御苦勞とかがあればお聞かせいただきたいと思います。

【1番】

特に苦勞はなかったですが、私が抱えている仕事については誰かにやってもらわないといけないので、それに向けていろいろ準備等をしたぐらいです。逆にいい引継ぎの機会にはなったので、特に私は困らなかったです。

【司会者】

ありがとうございます。2番さん、御家庭の関係では特に何かありませんか。

【2番】

特に冠婚葬祭なんかとぶつからなければ、さっきも言ったように、調整は私の場合は可能だから、余り問題はないと思います。

【司会者】

3番さんお願いいたします。

【3番】

私の場合、妻の母の調子が非常に悪く、運が悪ければ命に関わるという時期だったので、どうしようというのはありました。急遽駄目になったときのことって書いていないんです。そこが悩んだところでした。

【川田裁判官】

今お話があった急遽駄目になったときというのは、どのタイミングでしょうか。
選ばれた後の話ですか。

【3番】

そうですね。

【川田裁判官】

選ばれた後、急遽悪くなって、どうしても参加できないということになれば、申し出によって解任という形になって、補充裁判員の方が繰り上がっていくような、恐らくそういう形になるかなと思います。

【司会者】

ありがとうございました。4番さん、いかがでしょうか。

【4番】

上司もどんどん行ってこいということで歓迎はされたんですけども、結局仕事を振り向ける先がなく、抱えたままだったので、実は裁判が終わった後、結局会社へ行って仕事したり、土曜日出勤したりしていました。そういう意味では実際は、時間的にしんどかったです。裁判に関わったことについて、充実感はありました。ただし、私の会社だけだと思いますけども、会社は行くことには賛成、けれどもそれをほかの人間がバックアップするということがなく、結局仕事はほとんど振ることがなかったもので、仕事を結局残したまま裁判員裁判に出たので、そういう意味では結局裁判の後に仕事したりしていたため、そういう意味ではちょっとしんどかったなというのはあったと思います。

【司会者】

ほかの方にはなかなか代わっていただけなかったということでしょうか。

【4番】

そうですね。仕組みとしてそういう部分ができていなくて、専門的なことをやっているわけじゃないんですけども、自分でやる仕事だと私もそう思っていましたし、基本的に私より上の人が多い職場でもあったので、若い人に振るということも

なく、結局抱えたまま裁判員制度に参加しました。裁判の方が、先ほど長い方に比べれば、ちょっと短めだったんで、土曜日とかも使って何とかクリアできるなというふうには思っています。これ以上もし裁判が長かったらどうなっていたかちょっと心配というのはあります。

【司会者】

ありがとうございます。6番さん、いかがでしょうか。

【6番】

選任手続以後のスケジュール管理自体は非常にクリアでしたので、私の場合はもう最初にそれが分かった時点で、会社、個人も含めて、最悪これだけいないよという最悪のパターンを出していたので、特にその部分では支障はありませんでした。

【司会者】

ありがとうございます。7番さん、いかがでしょうか。

【7番】

選任手続から裁判始まるまで1日だけ時間があつたので、そこでできる限り仕事を進めたんですけど、やっぱりちょっと5日分の仕事を1日でやるというのは難しいことで、結構残業をしたり、そこは忙しかったというか、やっぱりつらかったところかなと思うのと、やっぱり職場の方に、自分は新入社員なので、職場の先輩方にお仕事を頼むというのはちょっと頼みづらい立場なので、そこも苦労したところです。

【司会者】

ありがとうございました。

【8番】

私は、3週間という長い期間だったんですが、まず裁判所に来る日というのが、日曜日から土曜日まで、まず土日がなく、月から金までの5日間のうちの1日がない、その週4日というのを3週間続けたんです。お仕事は、土日と空いた1日を出勤して、だからもう選任手続から判決まで、オフの日というのが1日もなかったんです。

ずっとここに来るか仕事に行くか。子供との相手も余りできずみたいなのがずっと続いたので、体力的な問題ぐらいですかね。終わる頃にはもうあちこち湿布だらけになっていました。

【司会者】

ありがとうございます。お伺いしますと、職場の方になかなかお願いできないようなものについては皆さんに御負担をやはり掛けてお願いしているという形であったことがよく分かりました。それでは、ここまで皆さんからいろいろ御意見を伺ったんですが、ここまでのお話について、法曹三者の方から何か御意見等があれば、御質問等を含めて、いただきたいと思いますが。

【前澤裁判官】

皆さんに広報の関係でちょっとお伺いしたいんですけれども、裁判官が出向いて出前講義を行っているんですけれども、その実情を御存知だったかどうかというのが一つと、あと法廷傍聴なんかも結構団体で来ていただけるんですけれども、例えば皆さんの職場とかサークルとか、法廷に行ってみようとか、そういった話がないかということをお伺いできればと思います。

【1番】

出前講義のことは、裁判員をやってみる前までは全然知らなかったです。ただ、やってみた後は、ちょっと興味があったんで一度お願いしたことがあったんですけれど、ちょっと日程調整の方がうまくいなくて、実現はしなかったんですが、組合役員をやっていることもあり、そういうことが起こるんだよということを広く組合員の皆さんに伝えた方がいいかなと思い、出前講義の方はちょっとやってみようかなと思いました。傍聴等も、機会があれば是非やってみたいなとは思いますが、どうせ行くなら最高裁とかの方がいいかなという気がします。

【2番】

出前講義のことは、ここに来たときにそういう説明を受けて、そのとき初めて、ああそういうのもあるんだなと思いました。傍聴等は、実は現役の頃、仕事のことで地

裁に傍聴に行ったことが何回もありますし、証人として呼ばれて証人席にも立ったことがあるのと、それからリタイアする前五、六年は、簡裁の事件でここに来たことがありますし、二、三十回、原告の立場で法廷に出たことはあるんで、大体こんなものか、ただ、要するにこの世界、こちら側と向こう側という、そういう違いがありますんで、そういう意味でも経験してよかったかなという気持ちがあるんですけども、傍聴とか、そういう裁判絡みの体験は若干していましたので、余りそういう意味の違和感はなかったと思います。

【3番】

出前講義のことは、全然知りませんでした。そういうのをやっているよというのがあったので、僕は会社員ではないので職場を持っている妻の方に、こういうのがあるというのは教えてあげたような状況です。それから、法廷の傍聴も全然したことがありませんし、全然興味もありませんでした。テレビでしか見たことがありませんでした。

【4番】

出前講義について、私は会社では一応組合の執行部を担当してしまして、組合執行部の方に、裁判官が来てくれて出前講義をしてくれる、若しくは傍聴とかいう仕組みがあるよと言ったら、一応興味のある人が何人かいました。そういう意味では、千葉の裁判所の方にお伺いするというのはできるんじゃないかなというふうに思っています。問題は、やっぱりどうしても平日に、会社行事ではなく、組合主体となるので、結局有休を使ってその日に集会をやって、会社の方に来ていただくか、若しくは平日にこちらにお伺いするかということになりますけれども、せっかくそういう仕組みがあって、更に興味がある人はいますので、何とか実現してみたいなというふうには思っています。会社はたまたま東京にあるんですけども、その出前講義は東京でもよろしいのですか。

【前澤裁判官】

出前講義ですけれども、平日ではなく休日に行った例もありますので、休日でも

対応させていただきますし、裁判員の皆さんの会社が東京なり、千葉県以外にあっても対応できます。ただ、どうしても裁判傍聴は平日しかやっていないものですから、裁判見学については御了承ください。

【6番】

私もちょっと残念ながら出前講義も含めて知らなかったのですが、今回参加させていただいて初めて知ったという部分と、あと今は学生の頃に教育の一部でこういう裁判員制度の説明もあるのかもしれないんですが、私の学生の頃はなかったのですが、非常に裁判所とか司法というものに関してすごい距離感があるというか、余り身近に感じないのが正直なところでした。

【7番】

私は去年まで学生でしたので、出前講義とか模擬裁判というのは全く知らなくて、オリンピックのボランティアに行くか行かないか、そういう話ばかりしていたので、全然知らなかったです。やっぱりもうちょっと、多分学生は選ばれないと思っていたり、裁判に関してはちょっと意識が低いところが多いと思うので、これから選ばれる年が近い子たちにもうちょっと広報活動を頑張ってくださいれば、実際選ばれたときにスムーズにいけると思うので、若い方にもやっていただくと助かると思います。

【8番】

とりあえず私は知りませんでした。実際やった後、やっぱり裁判とかに興味が出て、そういう出前講義もあるというのを、うちの会社で1年に1回、社員全部集まって、300人ぐらいがやる講習会というのもあって、そういうのも面白いかなと思って、ちょっと経理部長に声を掛けてみたんですけど、直接的に会社の利益につながることはないのですが、やっぱりそれを話してどうするんだという感じになってしまって、確かに私もこれに参加する前だったら、そうですよねとなるころなので、1回その経理部長がここへ来ていただかないと、これを体験していただかないと分かんないだろうなということで終わってしまいました。人間的な成長という意味で

はあるんでしょうけど、難しいですね。

【川田裁判官】

それでは、出前講義のことについてちょっと一言説明いたします。私も千葉に来る前に別の任地において、出前講義として学校で話をしたり、あるいは裁判員裁判が始まる前に、模擬裁判をやっていたことがあり、そのときにいろんな会社の人に実際に参加してもらったことがありまして、その参加者のいらっしゃる会社に行つて、100人ぐらいを前にして講義をしたということもありますが、このような出前講義は千葉地裁でも随時受け付けている状態です。それから、特に今年は裁判員制度施行10周年ということなので、出前講義にもうちょっと力を入れていこうということで、裁判員に参加された皆さんに申込書を渡したりとか、その線からいろいろ開拓しようということもしております。千葉地裁の管内、いろんな地域があるんですが、広い範囲で、できるだけいろんなところで出前講義、裁判官を派遣しようという取組が今行われていまして、近いところでは例えば茂原の市役所から裁判官を派遣してほしいという話が出ており、100人ぐらい集めてお話しする場を得られるということです。このように今積極的に取り組んでいるところです。

【岳井検察官】

辞退率が増加しているというお話について、初期の頃に比べて辞退される数が増えたのはもちろんのことで、その辞退する理由も、何か皆さんうまく説明できているというか、あらかじめ辞退をする理由についての情報も十分把握された上で臨まれているような印象を受けているんです。皆さんに御質問なんですけど、皆さんは積極的に参加された方なので、当てはまらないかもしれないんですが、選任される、その期日に出席するに当たって、辞退するにはどうしたらいいかということに関しての情報に触れる場面があったのか、あるいはどういった内容を把握されていたのか、いかがでしょうか。

【1番】

どういった理由で辞退できるかはもちろん把握していなかったんですが、たしか

パンフレットにこういう場合は辞退できますよということが書いてあって、一通り目を通させていただいて、自分はそれに当たらないし、恐らくスケジュールも確保できそうだからということで参加に至ったという感じです。なので、辞退される理由はパンフレットを通して知りました。同封されたパンフレットを通して知ったということになります。

【2番】

候補者名簿の通知のときに、こういう場合には辞退できますよというのがありましたよね。私は70歳を超えているんですけども、やりたくないと言えば、理由なしに辞退でき、あとは家族のことや会社の仕事とか、幾つか項目もあって、それからこういう人はもう絶対なれませんよという人もたしか示されてあったと思いますから、そこで判断していたのではないかと思います。

【3番】

私の場合は、特に辞退するための情報について把握はしていなかったのですが、裁判員に選ばれましたということを人に言ったところ、とても丁寧に、リンクを張ってくれて、こうすれば断れたということを教えてくれた人がいましたが辞退は考えていませんでした。ただ、仕事上どうしても困ったなというところはありませんでしたが何とかできました。

【4番】

案内に対しては、こういう条件の人は断れるという説明書があったと思います。それでいくと、多分自分は会社員だったので断れないなと思いました。多分会社がひっくり返るような状況、自分が社長でその会議に行かなければ取引停止になって潰れるとか、そんな状況だったら断れるのかなと思っただけで、会社員は基本的に断れないなと私は理解したので、覚悟を決めて選任手続に参加しました。

【6番】

私も今おっしゃられた4番さんと全く一緒に、健康とか、よっぽどの理由がないと恐らく断れないのだろうという理解で、どっちかという義務なんだというよう

な感覚で、余り断ることを視野に入れていなかったです。

【7番】

私の認識の中で、育児、介護、病気、あとはどうしても外せない大きいプロジェクトなどは辞退理由になるというのは知っていました。上司がイエスを出すのを待っているだけだったので、私は余りそこまで考えていなかったです。

【8番】

私は、選任手続に出席しないと罰せられるかどうかというのが一番頭にありまして、それが罰せられないみたいだと知ったときに、ほかの人からそれなら出なければいいんじゃないという意見はもらっています。でも、やりたいから辞退は考えませんでした。

【司会者】

ちょっとずれるかもしれませんが、やりたいからというのは、どの辺からそのように思われましたか。

【8番】

今までの人生でこんな機会はまずないから、貴重な体験ができるであろうという期待です。

【司会者】

それは、漠然とした裁判員制度に対する期待みたいなことだったんでしょうか。

【8番】

そうですね。何か裁いてやるとか、あとは社会の役に立ちたいとかは一切なく、珍しいことをやってみたいなど、毎日のルーチンのサイクルからちょっと出た何かおもしろい発見があるかなという程度です。

【司会者】

ありがとうございます。岳井検察官、よろしいですか。

【岳井検察官】

はい、ありがとうございます。

【川田裁判官】

今の選任手続の関係でお話がありましたので、まさに2番の方が言われたように、まず名簿に登載されると調査票というのをお送りしまして、そこで年間を通じて辞退できる事由があるかどうかを御記入いただきます。それから、個別の事件で、この日に選任手続に来てくださいというのを御案内するときに、こういう事情で辞退事由がありますので辞退を希望するという質問票ですけど、これを書いていただくということになりますので、そういう意味ではそういうペーパーを通じて、候補者の皆さんは、こういうのが辞退事由であるというところは多分把握できるのかなとは思われます。ただ、今お話を聞いていますと、要するにそれを実際読んでみると、自分は当てはまらないんじゃないかということを考えられたという御意見を伺ったと思うんですが、そういうことでいらっしゃったという方もありますが、もし具体的な事情がある場合には、むしろ書き込んでもらって、辞退が認められるかどうか裁判所の方で判断するということになるかと思われます。ただ、その話を私も裁判員と一緒にやった方と話をしたんですが、あの質問票に個別に書くとなると、それはそれでハードルが一つ上がるんですよ、というような感想を言われた方もいますけれども、こちらとしましては、何か事情があれば、それは質問票とかにも御記入いただけたらというふうに考えております。

【司会者】

後半は、選任期日にお越しいただいて、実際に裁判員に選ばれた後のことについてお聞きしていきたいと思います。まず、裁判員、補充裁判員に実際に選任された際の職場あるいは御家族などの反応についてお聞かせいただければと思いますが、ここから先はもう特に指名はしませんので、フリートークという形で、どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。選ばれたらこんな反応だったというようなことがあればお聞かせいただきたいと思います。

【8番】

私の場合は、周囲の理解がありまして、家族からも楽しんできなよ、そんな感じで

した。ただ、職場の人は、自分の空いた穴をどうするんだというのはありましたけど、その辺もうまくいったんで、ほかの職場のみんなも、お土産話じゃないですけど、どんなんだったか聞かせてねというふうな、結構いい空間になっていました。

【3番】

私の場合は、法曹の方が仕事関係にいるんですがそういう人たちはすごく興味を持つんです。ただ、広告代理店の人間とか、そっちの方は何でという感じです。家族は法律関係なものですから、それこそ、8番さんと同じで、行ってらっしゃい、どんなことをやったって、毎日楽しそうに聞いていました。

【2番】

私は、仕事などは、さっき言ったようにないんですけども、昔の同僚とか、あるいは全然仕事とは関係ない人と時々、定期的に会って、食事したり飲んだりしているときに、今度選ばれて、中身は別だけど、是非教えてくれという、そういう反応はありました。ただ、裁判員そのものの知識が、さっき言ったように、私もなかったですし、周りの人もそんなに深く持っていない人ばかりでしたから、反応としてはその程度です。家族は、そういう知識がありませんし、ですから、ああ、そうなのという本当にありきたりのやり取りでした。

【6番】

職場が裁判員制度に参加しやすい環境でさえあれば、周りは非常に興味を持っていたというか、全然知らない方が多かったんですけども、私から話す内容を聞いて、機会があればという意見は非常に多かったです。だから、逆に言うと、もっとそういう人たちに機会が与えられれば、参加率は上がるのかなと思います。

【7番】

自分の職場は、労務と会計と庶務の場なので、裁判員裁判自体は結構、行ってきなさいよという感じだったんですけども、最初に労務担当者の方に相談したときに、行ってこいよと言ったその人が入院してしまったために、もっと上の方にじきじきをお願いしに行ったということがちょっと困ったことです。

【4番】

選任されたときに、上司は、それはもう国民の義務だから、喜んで行ってきなさいとまでは言ってくれたんですけれども、あとは任せろとは一言も言われなかったんで、先ほどのように仕事をほぼ持ったままこれに参加したという次第です。家庭の方は、スタートする時間がふだん会社に行く時間よりもゆっくりで、朝の1時間、2時間だけ少し家にいられました。ですけれども、実は裁判が終わってから、裁判中は実はしんどい顔していたねと言われました。私は思っていなかったですけれど。

【1番】

皆さんとほとんど一緒の感想ですが、やはり決まった後、結構早く送り出してくださる方が多かったです。職場の上司からは、日本の司法に是非貢献してほしいという力強い応援のメッセージもいただいた次第です。

【司会者】

ありがとうございます。続いて、選任された後の日程調整についてお尋ねしたいと思います。先ほどお伺いしたことからすると、厳格にスケジュールを空けられたという方と、ざっくりした調整をして、実際に選ばれてから詰めていったというようなお話をいただいたかと思うんですけれども、その後、日程調整をしていただく上で、選任期日から審理までの間、どれぐらい空けるのが適切なのかということについて御意見を伺いたいと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

【3番】

実は、選任から審理まで間がなくて、翌日からだったんです。これは、年末だったんで、一応そういうふう考えたとおっしゃったけれど、1週間空けておかなきゃいけないのに、空かなかつたらもう一度仕事入れられないわけですから、言葉はきついで、それはお役所考えです。やっぱりできれば1か月ぐらいはないと、普通の仕事をしている人は、都合がつかないと思います。

【司会者】

8番さんは、もっと長い期間でしたね。

【8番】

私は、3週間だったので、月の休みが何日と決まっている中で、そこにどんと入れちゃうとほかがきつくなるんです。なので、その3週間を例えば11月、12月に半々ぐらいに分けていただけると、もっとゆとりのある感じで組めたかなとも思います。

【司会者】

つまりそれは審理を続けてやるのではなくて、前半、後半に分けるようなイメージですか。

【8番】

そうですね。むしろ選任手続をしたら、そこから1か月ぐらいたって、2か月にまたぐような感じにしていただけると、とても予定を組みやすかったかなと今は思います。

【司会者】

選任期日から審理開始までは、やっぱり1か月ぐらいは必要ですか。

【8番】

あるとありがたいです。ただ、何をやるのかという不安が1か月ずっとついて回るのはちょっと嫌な気持ちにはなりますけど。

【司会者】

まさにこの制度が始まった直後は、そういった御不安を少しでも軽くした方がいいのではないかという発想もあって、選任したら午後から始めるというようなことをしていた時期もあったんですが、最近はずいぶんその日から始めるというのはかなり減ってはいるようです。ほかの皆さん、いかがでしょうか。

【1番】

自分は、選任されてから10日ぐらい間が空いたんですけど、すごくちょうどよかったです。10日あるので何やるんだろうという心理的な負担はあったんですが、スケジュールもざっくりとしかとっていなかったんで、具体的に仕事を割り振ると

いうのにちょうどよく1週間で当てられたんで、このくらいがベストなのかなと思います。

【司会者】

10日あれば何とか調整していただけるという認識でしょうか。

【1番】

そうですね。スケジュール調整だけじゃなくて、実際にどう仕事を割り振るかということもやらないといけないので、そういうふうにスケジュール調整と実際に仕事の引継ぎの両方をやる方がいることを考えると、1週間以上は必要なのかなという気はします。

【4番】

私も選任された次の日から審理でしたけれども、呼び出された日には出られるような調整はしてしまっていて、結局そこで選任されました。選任されたことを会社に伝えるために、結局また会社にその日に行って、この日とこの日は休みますよということ伝えました。その選任する前に、この日とこの日を休むかもしれないと伝えただ方がいいんですけども、やっぱり決まっていなかったことなので、自分ではスケジュール調整はしてしまいましたが、会社に伝えたのは選任されてからです。そういう意味では、選任された次の日から始まるんで、選任されたその日の夕方、会社に戻って、選任されましたのでこの日とこの日は休みますという感じでした。やっぱり何日間はあった方がいいと思います。私の場合は、結局ほとんど調整することはなかったんですが、それでも実際いつ休むのかとか、そういうことを調整する必要があるんで、数日間は必要かなと思います。

【司会者】

大変御苦勞をお掛けしてしまいまして申し訳ありません。ほかの方、いかがでしょうか。

【6番】

いろんな職場の関係があると思うので一概には言えないと思うんですけども、

私の場合は三つの裁判に選ばれる可能性があったという中、一番短い3日の裁判に最終的には選ばれたんですが、スケジュールとしては、週の前半に選ばれて、週の後半から開始したというスケジュールでした。職場に対しては、事前に全部のスケジュールを伝えていたので、逆にすぐ始めるぐらいの感覚の方が実際やりやすかったです。スケジュール的には問題なかったです。ただ、やっぱりその選ばれなかった裁判の中に、15日拘束されるというのがあったんですけども、そういう期間の長いものに関しては、事前準備期間はやっぱりそれなりに必要だと思います。私は、職場で営業を担当しているんですけど、1年間の契約を特定の月、例えば2月とかにするような商売もあったりして、そういう場合に丸1か月その当事者がいないということが起こり得るということを考えると、とても1週間、2週間の準備では足りないと思います。場合によっては1年間、裁判員制度に参加したために成績悪いんですといった言い訳を会社にしなければならぬようなことも起こり得るぐらいの重みがあるので、特に期間が長い裁判に関しては、やっぱりそれなりの、1か月とまでは言わないんですけども、最低2週間ぐらいの準備期間はないと立場的につらいかなという感じはします。

【司会者】

ありがとうございます。7番さん、いかがでしょうか。

【7番】

私の職場は6人なんですが、上司は仕事が別なので、実際は3人で電話対応とか荷物のやり取りとかお客様対応をするんですけども、平日の3日間行くか行かないか分からないとなると、やっぱりほかの方がその日休みたくても休みづらいという状況はあると思うので、自分の会社は月末に勤務割り表が決まるんですが、その時点で選任していただけたら、そのときに勤務調整をしやすかったので、やっぱりもうちょっと長い方がありがたいと思います。

【8番】

期間の長さというわけじゃないんですけど、小さい子供がいるので、例えば運

動会とか入学式とか、そういう行事に当たったらと思うとぞっとするところがありました。それに当たらなかったのはよかったんですが、そういうことがもし考慮というか、そういう人がいるというのも例えば調べることが可能なのかなと考えたこともあります。

【前澤裁判官】

裁判官の前澤です。今、仕事関係のスケジュール調整というお話しをされましたけれども、8番の方からもちよっとあったんですが、殺人事件等の結構重たい事件の裁判に臨むに当たっての心構えみたいな準備期間が欲しいという一方で、早くやってしまいたいという気持ちもあるかと思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。翌日からすぐ始めてしまうのと、裁判に向けて1週間程度準備期間を空ける、職場のことは抜きにしてその辺りはいかがでしょうか。

【司会者】

どうぞ。2番さん。

【2番】

重たいかどうかというのは始まってみないと分からないし、あらかじめ準備できるものなのかどうかということがあるから、余り実感としては分からないです。私が担当させてもらった事件では、余りそういう意味のストレスとか、そういったものは感じませんでした。

【司会者】

選任期日に来て、そこで初めて事件の概要をお伝えし、裁判員に選ばれて、起訴状とかをその日に恐らく見ていただくことになると思うんですが、その後、審理を始めるまでの間に、心を落ち着けるのに少し期間があった方がいいかどうかということなんですが、2番さんのお話ですと、そんなにそこは問題にならないんじゃないかということでしょうか。

【2番】

私の場合にはそういうふうに思いました。

【8番】

重たい事件に当たったんですが、それを例えば選任のときに聞いたときは、それが特別重いという気持ちは湧き上がらないんで、殺人と言われたら、やっぱりそういうのをやるんだというぐらい、だからほかの人もみんなそのぐらいのものをやっているんだろうなという、例えば評議とかして、ほかの裁判員の方と何かおしゃべりしてきたよという話を聞くと、そんなに重くないんだという程度にしか考えなくて、みんなそこまで重くないんだと知ったのが今日です。そういう感じなんだと、なので準備も何も、もう当たったらそんなもんなのだろうなというのが気持ちとしてはやっぱり強いです。

【司会者】

ありがとうございます。ほかの皆さん。どうぞ。

【3番】

心の準備というよりも、裁判に出席した人はそういないはずです。なので、やり方が全然分かんないんです。私のときは、裁判長が、裁判でよくお話を聞いてくださいとおっしゃっていたんです。だから、最初の方で、初日メモも何にも取らず、話だけ聞いていたんです。そしたら、ほかの裁判官が後で戻ってから自分のメモを見ながらお話しするわけです。だから、どっちかというと、心構えよりも、裁判の練習をさせてほしいという感じでした。

【川田裁判官】

メモ取りを巡っては、各裁判体ともいろいろ悩むところがありまして、メモを一生懸命裁判員の皆さんが取られるより、まず法廷でどういう証拠が出てきて、証人とか被告人はどういうことを言われるのか、そこをまずじっくり見てもらいたい、多分そういう思いから、メモを無理に取る必要はないという御説明だったのかなというふうに推測されるんですけども、ただ評議の場ではまたいろいろ皆さん聞いていますから、それぞれどういう話だったかというのをお互いに言い合えば、基本的にはそういう証拠は出てくるでしょうし、分からなかったらいろいろ映像を見て、

どういう発言があったのかを確認できますし、やり方はいろいろあって、裁判長は裁判長なりの考えがあったのかなというふうに推察されます。

【司会者】

皆さんにとって裁判というのは初めての御経験なので、何やったらいいんだろうかということからきっとスタートして、何か予備知識があった方がいいんじゃないか、そういうようなイメージでしょうか。

【3番】

たしか私の記憶ですと、その日、選任手続が終わって、選任されましたということになったら、実際法廷でどういう動きになるのか、ビデオは確かに見ましたが、まさかあなるとは思わなかったというのも本音です。だから、何かもう少し実際に即したものを見させていただいた方が、せめて次の日からの心構えがあるかと思いません。

【司会者】

すつともう少し入っていきやすい何かがあるといいという、そんなイメージでしょうか。

【3番】

はい。驚いているうちに初日が終わりました。

【司会者】

皆さんにとっても初めての御経験ですから、初日はなかなか起きたことが頭に入らないとかということもあるいはあったのではないかなと思うんですが、日に日に変わっていくんでしょうか。

【8番】

私の場合は、初日は冒頭陳述と検察官が証拠物の取調べについて一日中話すだけで終わったんです。なので、メモもなく、全部それが初めから書いてあるものをもらって、2日目の証人が初めて来たときに、検察官から、これを自由に使ってくださいという、メモを書きなさいよというのを渡されたんで、鉛筆が置いてあるから、これ

書かなきゃいけないんだなと気付いたのが2日目です。1日目のずっと話を聞いているやつが終わって、家に帰って、すごいつまんなかったと言ったのは覚えています。

【司会者】

ありがとうございます。なかなか初日のやり取りというのはずっと入ってこないんじゃないかというのも分かるんですけども、こうすれば、よりいいのではないかというお話を何か伺えればと思います。

【乙部裁判官】

裁判官の乙部です。選任後の法廷見学等を担当させていただいているので、その意味からちょっとお聞きしたいんですけども、選任手続では半日ぐらい拘束されるので、その後いろいろな模擬尋問的なものを作って、ここではこういうことをやりますとか、メモ取ってくださいねとかということをやると、結構選任手続自体の負担も大きくなるのかなという感じはするんですが、そういうのを仮にやるとして、負担感はどうでしょうか。

【司会者】

初日のスケジュールとして、選任期日に9時から9時半ぐらいにお越しいただいて、事案の概要を説明して、全体質問、それからくじ引きをして、結果を発表して、選ばれた方が裏の部屋に入ってください、宣誓をしていただいて、それから、私の部では法廷見学ということで皆さんと法廷に入ってもらって、左陪席が簡単に法廷の設備を説明して、それから評議室に移って、ざっくりした審理の予定を御説明して、お昼前後に解散、そんなスケジュールでやっているんですが、できるだけ早くお帰りいただいた方がいいのかなというコンセプトで組んでいるんですけども、そこが例えば少し延びると、かえって負担もあるのかなというイメージなんですが、どうでしょうか。もう少し詳しく御説明をした方が、その翌日、あるいは何日か先から始まる審理に備えることができるのではないかというような、何か御提案があれば教えていただきたいと思います。

【3番】

選任手続で選ばれたら、語弊を恐れず言えばどうせ時間が拘束されるんだから、ちゃんと説明してくれた方がいいと思います。

【司会者】

ほかの方はいかがですか。

【8番】

そうですね。最初の説明はすごく分かりやすかったんですが、入り方や入る順番とかはありましたけれど、入って例えば何を用意するとか、椅子の座り方とか、みんなでおじぎをするのか、退場する感じとか、みんな意外と柔らかい感じで行くんだとか、それはきちっとした方がいいのか、騒いではいけないのは分かるけれども、片づけるのもさっさと片づけて、さっさと行かないといけないのかなとか、そういうところに不安はありました。

【司会者】

ありがとうございます。4番さん。

【4番】

選任されるかもしれない日に行っている時点で、もう選任覚悟で行っているので、説明は長い方が人によってはいいと思うんで、別に多少長引いてもいいのかなとは思いますが。あと、もう一つ思ったのは、選任のとき抽選と言われ、くじを自分で引くものだと思っていたら、いきなりボードに番号を書かれたので、自分のやる気を何で知っているんだろうみたいな、そういう意味では当たってよかったんですけど、そこまで準備というか、スケジュール調整して外れたら逆に残念さが大きかったんですが、抽選というのがちょっとひっかかりました。いきなり数字だけ書かれたんで、誰が抽選しているんだろう。もしかして行ける人がこの人数しかいなかったのかなと感じました。

【司会者】

ちょっと透明性がないのではないかという御質問でしょうか。

【川田裁判官】

抽選は、パソコンで行っていて、結果がぱっと出る、そういう抽選の方式をやっているんです。抽選をすると裁判員の方の名前が出るシステムを使っています、そうすると皆さんのいる場で行うと、名前が出てしまうためできない部分もあるんです。

【4番】

そう言っていただければ分かります。それがなくて、いきなりボードに番号が入って、この方が選ばれましたって書いてあったので、あれっ、抽選いつやったんだろうと思いました。

【川田裁判官】

個別の質問室でいろいろ検討して、その後、パソコンはまた別のところであって、そこで抽選をして、結果を裁判長が皆さんのいる前に入っていて、番号を読み上げながら発表する、流れとしてはそういう形になります。

【4番】

分かりました。納得できました。

【司会者】

ほかの方、いかがですか。選任手続期日の進め方について、こうしてみたらどうだろうかというようなお話があればお聞かせいただきたいと思いますのですがよろしいですか。

【川田裁判官】

選任手続の関係で、裁判官としては、先ほど乙部裁判官が説明したとおり、選任手続の日にはいろいろやることがあるので、そのときにいろんな説明を詰め込んでしまうと、かえって消化し切らなくて大変なんじゃないか、多分そういう観点から言われたんです。そう思っている裁判官はそれなりに多いと思ひまして、私もそういう考え方です。選任手続はそれで終えて、法廷は見てもらいましょうということで、雰囲気をちょっと味わってもらおう。あとは、第1回公判期日の審理が始まる前に若

千早目に来ていただいて、もう1回事案の内容をおさらいして、手続をどう進めるのかお話しをしてということで、あとは今かなり検察官と弁護人にすごく分かりやすく主張を立証してくださいとお願いして、千葉の場合、検察官、弁護人はそれをしっかりやってくれる関係があるので、あとは法廷で実際に心証をとれるんじゃないかという、恐らくみんなそういう思いで裁判官はいろいろやっているかと思うんですが、ただ今日お話をいろいろ伺いましたので、もうちょっと裁判がどういうふうに進むのか、心構えというものをちょっと把握しておきたいとか、何が進むんだろうというのを分かりたいという要望があるということはお伺いしたので、その点はまた検討して、生かしていきたいなというふうに思います。あともう1点、先ほどちょっと皆さん、えっという顔をされていたんですが、私も平成21年に裁判員制度始まったときから裁判員裁判をやっているんですけども、そのときは選任したその期日の午後に公判審理が始まっている、そういう運用は実際にありました。何でそんな運用をするんだろう、多分疑問に思われる方もいると思うんですが、当時はできるだけ審理期間を、選任手続から判決までの時間を短くした方が皆さんは実は参加しやすいんじゃないかと、そういう思いがあって、やり始めたところもあったんですが、実際やってみると、やっぱり評判が余りよくないということで、やはりそれは選任手続期日と公判審理の間を少し空けた方がいいんじゃないか、そこはちょっといろいろ運用を工夫して、変えてきたところなんです。現状としては、普通の事件であれば、大体裁判員の公判審理が始まる前の週にはもう選任手続を終えて、その後少し期間を空けて、翌週ぐらいから裁判スタートと、そういうパターンが比較的多いかなというふうに考えています。ただ、時間として、審理と評議合わせて二、三日で終わってしまうようなものは、場合によって選任手続の翌日スタートというものもあるかもしれませんが、皆さんのスケジュールの関係でそうだったりしているものもあるかもしれませんが、少しこちらの方ではそんな検討をしているのが現状です。逆に、1か月、2か月空けるという運用は余りそれほど聞かないかなと思うんですが、その辺りはどういう要請をいただいているんですか。

【司会者】

やはり余り空けてしまうと、かえって御負担があるようなイメージで我々はいたんですけれども、今日のお話を伺うと、仕事上の日程調整の上では最低でもやはり2週間ぐらいは必要なのかなという御意見が多かったのかなと捉えました。確かに1か月、2か月掛かるような審理の事件の場合には最低でも2週間、3週間空ける必要があるのかなというふうには前々から思っていたところではあるんですが、そこまでいかない事件でも、やはり1週間ぐらいは必要なのかなというふうに私は伺いました。事案によって、そこはまた、なかなか空けたくても空けられないということもないわけではないんですが、そういうことを配慮しながらやっていきたいなど。

それでは、次のテーマに移りたいと思います。今度は審理を始めた後のお話を伺います。皆さん担当された事件の御経験を踏まえて、全体の審理や評議期間の長短、また1日の職務従事時間の長短について、長かったとか、ちょうどよかったとか、何か御意見があれば伺えればというふうに思います。いかがでしょうか。こういった期間が長いから、やはり参加しづらいとか、これぐらいの日数だったらそれほど負担ではないと、そういったことでも結構です。いかがでしょうか。先ほど8番さんから少しお話しいただきましたが、8番さんの事件は全部でどのぐらいでしたか。

【8番】

全部で3週間です。

【司会者】

大分長い事件だったかと思うんですが、そのスケジューリングの上で、例えば1週間のうちに少し休みの日を空けるとかいうことはあったんでしょうか。

【8番】

いや、結局例えば1週間のうち4日出たわけですが、それを3日にして長引かれると、その出していない日は勤務があるためオフの日がない時期が増えるだけなんで、ちょうどよかったかなと思います。仮に争点がもっと多かったんで長引きましたとなると、それはそれで日当が出るので、その間空けられるよりは、裁判自体が長引く

のは問題なかったのですが、間を空けて長引かれると、結局お休みもないし、日当はないしで、しんどかったかなとは思いますが。

【司会者】

裁判の期間が長引くということよりは、無駄に間が空く方がつらいということでしょうか。

【8番】

土日以外は全部やっていただいてもよかったという感じでした。

【司会者】

ほかの皆さん、いかがでしょうか。1番さん。

【1番】

私は、平日5日間あるうち、その5日全部埋まるような日程ではなかったのですが、逆にちょうどよかったです。週に1回は会社に顔を出せるので、そのときに自分でしかできないようなことをこなして、また行くみたいな感じで、ちょうど週に1回ぐらいは休みがあるのはちょうどよかったです。あとは、大体半日で終わる日はほとんどなかったんですが、半日で終わるのは正直余りよくないかなと思ってまして、結局半日だろうと1日だろうと休む点は変わらないので、それだったら丸1日潰してほしいなとは思いますが。私の事件は、公判が3日で、評議が5日間ぐらいで、連続していたのは3日ぐらいだったと思います。ちょうどそれがいいスケジュール感でした。

【司会者】

8番さんは、むしろそういうのは余りよくないというイメージですか。

【8番】

そうですね。1個言い忘れたんですが、裁判体が優秀だったのかどうか分かりませんが、評議が早目に終わって、1日なしになったんです。そこで休めたのはすごくありがたかったです。

【司会者】

ほかの皆さん、いかがでしょう。6番さん、いかがですか。6番さんの事件は、1日だったので短かったですか。

【6番】

はい。非常に短く日数的な部分では負担とかもそれほどなかったのですが、拘束3日ですけれど、最後の日は判決だったので、自分が携わるのは最初の2日ぐらいの感覚でした。ただ、ちょっと話は外れちゃうかもしれないんですが、実質2日、トータル3日という日程の割には、意外と最初の2日での説明とか、情報量が多くて、その中で何かジャッジをしなければいけない、何かしらの判断、自分も現場の一人として関わらなければいけないとなったときに、情報がもうあり過ぎて、どれが大事な情報なのかという部分が非常につかみづらかったというのが正直な感想です。もともとこの制度は、迅速化が目的の一つだと思うので、難しい部分だと思いますし、誘導してはいけないとは思いますが、この辺が何か今回の裁判の争っている争点のポイントになりそうだよというのが我々素人にももう少し事前に分かっていると、もっと中に入れたのかなというのは感想として持ちました。

【司会者】

6番さんは、もう少し評議したかったと。

【6番】

あっという間に終わったなというのが正直なところですよ。

【司会者】

もう1日ぐらいあってもよかったんじゃないか、そんなイメージでしょうか。

【6番】

そうですね。もう1日にするのか、若しくは例えば選任手続の最初の日の午後、多少は時間があつたと思うので、そこでもうちょっと事前に概要説明があつてもよかったのかなと。どこまで情報を出せるか分からないのですが。

【司会者】

ありがとうございます。ほかの皆さんはどうでしょうか。2番さんの事件は、審理

が3日、評議が4日ですか。

【2番】

評議は3日です。

【司会者】

早まったんですか。

【2番】

早まりました。仕事を持っている方はいろいろ、皆さんお話しされるように、仕事の絡みでスケジュールが難しいとか、もうちょっとこうしてほしいという希望があるんで、私もちょっとそれとの絡みがないもんですから、余り意見は言えないんだけど、私の経験したこの事件そのものは、全部で実質6日ですか、判決除いて。だから、そういった感覚的なもの、それほど負担を私は余り感じなかったもので、ちょうどよかったかな。そういう意味でいけばありがたかったと思っています。

【司会者】

事件の内容と照らして、審理が3日、評議3日というのはちょうどよかったですか。

【2番】

そうですね。ちょうど選任から始まるまでが、翌日という例があったようですが、多分ちょうど1週間空いていたと思うので、気持ちの面で、いろんなストレスとか、そういうものは余り感じませんでした。スケジュールの全体の流れとか、それはそれで私の場合には余り不満はなかったです。

【司会者】

ありがとうございます。

【4番】

私は結局月曜日に呼び出されて、その後、火、水、木、金、次の週の月曜日、その後の木曜日に判決ということだったんで、結局呼出しから入れると1週間連続だったんですが、1週間連続は避けてほしいかなと思います。1日空いていれば、その日

1日会社に行くことができるので。そういう意味では、何曜日でもいいので、1日ぐらいはフルで会社に行きたかったなと思います。個人的な感想ですけれども。

【司会者】

審理なり評議のどこかで。

【4番】

はい。ちょっと早めに終わった日はあったと思うんですけども、結局その日も会社に行っていますが。1日あれば朝早くから仕事できますんで、私としては、1日は休みが欲しいなと思いました。

【司会者】

ありがとうございました。7番さんの事件はいかがですか。

【7番】

自分の事件は短かった。実際公判と評議は2日で終わったんですが、やっぱり被告人に質問できるというチャンスが1回しかなくて、2日目にはもう評議に入ってしまうので、評議中に何でこういうことを言ったのかとか被告人に聞きたいということがまた新しく生まれてくるので、被告人にお話を聞くチャンスがもう2回ぐらいあった方がよかったなと思いました。

【司会者】

ありがとうございます。この審理の日程に関して何か御質問等はありませんか。

【前澤裁判官】

皆さん裁判員裁判をやられて、証拠調べと論告、弁論というプレゼンテーションがあったと思いますけれども、証拠調べを終えて、一呼吸つきたいか、あるいはもう証拠調べの翌日、論告、弁論をやって、評議にそのまま入りたいか、その辺はいかがでしょうか。証拠調べ、被告人の最後言い分を聞いて、被告人質問を聞いてから、ちょっと考える時間が欲しいかどうか、その辺はいかがでしょうか。

【3番】

証拠調べにおいては、余りに一般業務とは関係の希薄な話が多く、正直理解する

のに時間掛かりました，テレビで見ている裁判とかだと，何かしらのやり取りがありますが，私の出た裁判ではほぼやり取りがなく，検察官の方はその日の証拠調べにおいてずっと一方的にお話しになるし，弁護士さんの弁論のときにはずっとお話しになるから，私たちは聞いているだけなので，ちょっとその用語なりを理解する時間が欲しかったです。

【司会者】

ほかの方はいかがですか。

【1番】

私も同じような意見なんですが，一応証人尋問ですとか，そういったことは，ここが最後なのでしっかり聞いてくださいみたいなことを裁判官の方がしっかり言ってくださったんですが，聞こうにも，事件の概要をかみ砕くために何か少し話し合う機会があったほうが，より有意義に証人尋問とか論告，弁論を聞けるのかなと思いました。ただ，それをかみ砕き過ぎると，ちょっと真っ白な目で裁判を聞けなくなるという側面や余り話し過ぎると自分の意見がみんなの意見に寄っていくという面もあると思うので，そこら辺が難しいとは思います。

【司会者】

ありがとうございます。大体証人尋問を聞いていただくときには，これから出てくる証人の方はこういうことをお話しになる証人ですよという説明が裁判所からされることもあるみたいですが，それを聞き，尋問を聞いていただいて，証拠調べが終わった後，最後にプレゼンテーションとして検察官の論告求刑，それから弁護人の最終弁論というまとめのプレゼンテーションがあったかと思うんです。そのプレゼンテーションをしていただく前に少し時間を置いた方がいいかどうかという点についてはどうでしょうか。

【8番】

私の場合は，評議に入るまでの証拠の取調べとか証人尋問とかがものすごくたくさんあって，証人も7人，8人ぐらい来たと思います。検察官の主尋問があって，弁

護士の反対尋問があって、我々裁判体からの質問があってというのをずっと繰り返して、何日もやって、最後、論告、弁論した後に評議に入ったんですが、もうその論告、弁論ぐらいからはたくさん話す材料があるので、早く話し合いたいというのがあり、論告、弁論、午後からすぐ評議だったから、私はちょうどいいと思いました。そこでもし時間が空いちゃうと、その間もやもやすることがあると思うんです。みんなはどう思っているんだろうというのを早く知りたいじゃないですけど。評議では、何があったかというのを全部振り返りから始めてくれたので、分かりやすかったです。

【司会者】

ありがとうございました。

【本田裁判官】

裁判官の本田です。先ほど評議が1日早く終わることがあったとお話がありました。評議や審理の日程を組む際には、皆さんに日程調整等をしていただいていますので、基本的に1日丸々何もやることがなくなったということがないように、争点を整理したり証拠整理したりしているんですけども、審理が思ったより早く終わったり、評議が思ったより早く終わってしまうということもどうしてもあるので、8番さんはお休みができてうれしかったとおっしゃっていたんですけども、そこは皆様の仕事の調整で日程調整していただいていた方もいらっしゃると思いますので、審理を組むときに考えさせていただこうかなと思っています。

【司会者】

それでは、別のテーマに入りたいと思いますが、2週間を超えるような長期間にわたるような事件に参加していただく際に、参加しやすくなるためにはどのような環境整備が必要かということをお聞きしたいと思います。

【8番】

実際2週間超えていました。実際裁判員制度というのは、変な言い方ですが、あめとむちのうち、むちしかないんです。例えばここに来なさい、こういう事由だったら

来なくてもいいですというそのマイナスイメージしかないので、ここに来ると、例えばその事件とか、例えばいろんな世代のいろんな職業の人と話し合っただけで意見をぶつけると面白さというのは今はもう手に入れて、そのよさというのは分かるんですが、それに参加していない人というのは実際行ってもいいことがないだろうという気持ちの方がはるかに強いと思うんです。実際私も参加する前はそう思っていました。私の場合は、仕事を有休にして、その日当、ちょっといいお小遣いもできたんで、まだ自分の中ではプラスという、御褒美じゃないですけど、頑張ったというのがありますけれど、結局それもできなかったとなると、結局マイナスしかないので、その辺何か参加した人が、参加する前からそれがあるなら参加したいなというような、あめとむちのあめがあれば、もっと皆さん長くてもやりたいというモチベーションが出てくるんじゃないかなと思います。具体的な案は思い付きませんが。

【司会者】

ありがとうございます。いかがでしょうか。

【3番】

我々が担当した裁判チームの中では、片道2時間ぐらい掛けて来られている方もいらっしゃいました。今は交通費も全て裁判所が認めたもの、あなたの交通費はここからここまでですから、合理的な金額で、これですよというものだけでしか支給されません。宿も、僕ら基準を知らされていないんですよ。どのぐらい遠いと泊まらせてあげますよとか、そういう基準も何も明示されていない。普通のビジネスでは、こんなことないですよ。日当は幾らですよ。交通費というのは普通申請です。だけど、その申請もしているけど、勝手に決められちゃう。例えば足が悪いとか体が悪い方って、そこのモノレールの駅が一番近いのに、それを使うこともきっと多分駄目だろうし、千葉からバスは駄目と書いてあるんです。体の悪い方が何でバスを使っちゃいけないのか。それから、もしも2週間というんだったら、今日、しんどいから、泊まりたいよといったら、どうぞ泊まってくださいというふうにしておかないと。2週間を超える事件をやっていく場合、津田沼とかその辺ぐらい近い人はま

だいいかもしれないけど、柏から来る人はしんどいですよ。そうやって考えると、出席者のためにはどうしたら楽なのかというふうにもう少し考えていただいた方が出やすいんじゃないかなと思いました。

【司会者】

ありがとうございます。いかがでしょうか。今8番さんから、参加するとこないことがあるというのをもっとアピールした方がいい、そういう御意見かと思いますが、なかなか実際入っていただいて、やっていただかないと、そのよさも伝わらないという面もあると思うんですが、それをうまくこれから初めてやろうという方に伝える何かいい方法はないでしょうか。

【8番】

イメージがやっぱりどうしても怖いんですよね、裁判所というだけで。もう裁判というと、板垣退助みたいな人が出てきて木槌をたたくみたいなイメージがあるので、実際やってみたら、裁判長や裁判官もみんなフレンドリーで優しいというのは実際に中に入ってみないと分からないことなんで、何かそういうことがもうちょっと初めから分かっていると辞退しないで済むのかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。そういう中で、そういう方策としては出前講義等が考えられるのではないかなと思うんですが、ほかにも何か御意見はありますか。

【8番】

どんな資料が来たかちゃんと覚えていないから、適当なことになっちゃうかもしれませんが、それこそこのインターネットの世の中なんだから、あなたは裁判員候補者になりましたよという最高裁かどこかから来た時点で、QRコードか何かで見られるように、何かそういう裁判所のコマーシャルと言っちゃいけないのかな。そういうものがあればいいんじゃないかなと思います。今は、私たちがわざわざ調べに行かないといけません。調べに行くとネガティブな情報ばかりなんです。ポジティブな情報はまず出てこないですから。

【司会者】

3番さんは、何かそういう情報には接せられましたか。

【3番】

私はあえて接しませんでした。

【司会者】

そういう情報にもっとアクセスしやすくした方がいいんじゃないか、そういう御意見ですか。

【3番】

はい、そういうことです。URLを一々打ち込むのではなく、QRコードで簡単に読めば何かおもしろい動画が見られるとか、8番さんがおっしゃったようなポジティブな意見がぼんぼん出てくるようなところがあるとか、罰せられると書いてありますからね。その怖いところは、ちょっと削っていただきたいなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。ほかの皆さん、いかがでしょうか。2週間というのと、やはりハードルが私でも高いなと思いますが、少しでも参加しやすくするという方法として、例えば皆さんの会社の中でなかなか代わりに仕事をしていただける方が手配できないから、やはりそんな長いのは難しいということもきっとあると思うんですけども。

【2番】

裁判所って託児所はあるんですか。

【司会者】

託児所はありません。

【2番】

例えば私の周りにもいるんですが、私の年代はそういうことなかったですけど、若い方で、女性も仕事して、小さい子供さんがいるときに、どこか預けられる方はいいんですけど、いない方は、例えば旦那さんが休んで子供の面倒を見るという生活ス

タイトルも今はかなり一般化していますよね。そういう方が裁判員に選ばれた場合に、赤ん坊を預かってくれる人がいればいいけども、2週間とかいう場合に、小さい子を連れてきて、例えば施設がここがあれば、そういう方の参加も、そういう面だけでいけばクリアされるわけですよね。だから、サラリーマンの方は、皆さんいろいろ出ているように、非常に対応するのに難しい場合もあるし、フリーランスの方は想像できないのでちょっと分からないんですけど、勤め先に対する配慮を求めるような何か働き掛けをすとか、いろんな環境整備というのは必要だと思います。託児所があれば参加しやすい方も中にはいらっしゃるかもしれないですね。

【司会者】

ありがとうございます。会社に対する働き掛けとして、裁判所の方で何かできることはないでしょうか。

【8番】

例えばですけど、その期間特別な休暇を与えないと会社を罰するぐらいの感じにしていただけると休みやすい。

【4番】

先ほど8番の方は有休を使っていたとおっしゃったと思うんですが、多分会社は個人の有休ではない休暇を与えなきゃいけないという法律になっているんじゃないですか。そういう制度にまだなっていないんです。私は、たまたま会社には裁判員制度休暇みたいな、裁判員のとき別に休暇をくれたんで、個人の有休は使っていないんです。

【2番】

そういう理解を広めたいというふうにしか書いていない感じですよ。

【4番】

そうであれば、そこを裁判所から強くアピールしてほしいところじゃないですかね。

【川田裁判官】

今の件ですけども、裁判員の仕事をするのに必要な休みを取ること自体は法律で認められていますけども、結局どのような休暇を取得することになるかというのは会社ごとの判断に委ねられているということになります。もちろん裁判員になり、例えば休暇を取ったということでその人に対して会社が不利益な取扱いをするということは禁止されているというふうな、一応法律の枠組みはそうなっている状態です。法律上は、有給休暇になるのか特別休暇になるのかというのは基本的には会社に委ねられているということになっています。

【8番】

例えば社員でそういう裁判員の人が出ましたとなったら、会社に対する税金がちょっと減るとか、そういう会社に対して何か得があれば、会社も出しやすいのかなと思います。

【4番】

休みを別にとられると、会社としてはマイナスのはずなので、個人でいえば日当をもらっていますけれど、会社には日当とかないので会社はマイナスになっている。

【3番】

例えば会社に出勤する代わりに裁判所に出勤するという形にして、その人の分は会社に補填すればいいんじゃないですか。

【4番】

そうすると、我々には日当が出ない。

【8番】

そうそう。勤務地が変わるだけで。そうすれば会社としては、例えば4番さんが会社に出勤しているのではなく、裁判所に代わりに出勤している、出張扱いにできるようにするとどうなんでしょうね。

【4番】

そうすると私は日当もらえなくなっちゃいますね。

【3番】

そうです。けど、給料をもらっているからいいじゃない。

【8番】

実は私の場合、給料はもらった上に日当をもらっている状態なんです。

【3番】

サラリーマンの人、ダブルでいいですね。

【4番】

そうそう。だけど、これも会社によって違って、多分日給月給と、その違いも出てくると思うんです。たまたま月給制度だったら、会社何日休んでも給料はもらえるんですよね。1か月分のサラリーが。その上にこの今回の日当をいただいているという意味では、ある意味二重取りになっていて、会社に出ないのにももらっていると。だから、会社はその分を裁判所の方からもらえる、会社は喜ぶと思いますけども。あめとむちのあめのところで、全然別ですけど、例えば皆さん全員が免許証を持っているわけじゃないですけど、交通違反を軽くするとか、多分安全運転か何かを何年間か、若しくは人命救助か何かした後に、軽微な違反だったら帳消しというのがあるような、ないような、明文化されているかどうか知りませんが、そういうのが運用か何かであると思うんです。これもそういうようにしたらいいんじゃないか。5年以内の駐車違反ぐらいだったらなしになる。そういうのも一つの手かなと。分かりやすいメリットですね。裁判員制度に出れば軽微な違反は帳消しになる。免許証を持っていない人もいますがやりたい人も増える。多分真面目に文書を読むと、断る理由がない、もうほとんどやる覚悟で来ていますけれども。けれども、人によってはネットで見ると誰も罰せられないというのを見て、簡単に断れると思えば、どんどん断る人はやっぱり増えていくと思います。だから、そういう意味で近年断る人が増えているというのは、10年間で誰も罰せられていないから何か理由付けて断ろうという人がだんだん増えていると思います。やりたい人はいるとは思いますが。だから、何かあめは考えてもいいかな。日当も一つのあめだと思うんですけれども。

【1番】

ちょっとあめとは違う意見なんですけど、実際に参加した人の満足率は結構高いので、やっぱりこのことをもっと広くみんなに周知して、裁判員制度っていいものだよというのをもっと啓蒙した方がいいんじゃないかと私は思います。実際どう啓蒙するかという問題があるんですけど、もう少し守秘義務を軽くして、ツイッターとかでも簡単につぶやけるぐらい少し緩くして、生の感想がもっと拡散するような環境を整えた方がいいんじゃないかなと個人的には思っています。

【8番】

ただ、その場合、自分の事件だと、殺人だったりすると、被害者の遺族とかがいたりする場合、裁判が楽しかったとは言にくいところがありますね。

【3番】

守秘義務という言葉に普通の人は触れないんです。私は、自分で仕事上守秘義務契約をしているからいいんですけど、ほかの人は、普通は守秘義務と言われると萎縮して、裁判員をやりましたということも言ってはいけないと勘違いしている人がすごく多いんです。現実として、うちの町内会で、裁判員に選ばれていたことを言ってはいけないんだと思っていたという方がいらっしゃいました。だから、守秘義務はこういう範囲なんです、あとのことはちゃんと、逆に皆さんに宣伝してくださいという言い方にしないと、罰せられる、怖い、怖いというふうになるんで、あなたは裁判員をやっているということをどんどん皆さんに話してくださいというぐらいの態度のほうがいいんじゃないかなと思います。

【司会者】

ちなみに、3番さんは終えられてから、裁判の経験をお話しになるときに、これは話したらいけないんじゃないかなというふうなことにはなりましたか。

【3番】

禁じられているのはある意味評議室の内容でしゃべったことだけですよね。つまり通常の公判で出ていることは全部しゃべっていいんだから、被告人の名前は出て

いるから話していいよ、こういう事件だよ、これは公判で出ているから、しゃべっちゃっていいよ。しゃべっちゃいけないのは、あの人がこう言った、この人はこう言ったということは言っちゃいけないから、しゃべれないけど、私は、逆に堂々といろんな人に、出た裁判員裁判はこうだったと話しています。逆に、みんなそれでびっくりしています。しゃべっちゃっていいのと言っています。

【司会者】

恐らく守秘義務の範囲は、今お話しいただいたような説明をどの裁判官もされていると思うんです。実は一般的に思われているよりもずっと小さい領域のものなのですが、それがイメージ以上に、何もしゃべっちゃいけないんじゃないかというふうに伝わっていて、それが余計怖いというようなイメージにつながっているのかなと思いますので、その辺の宣伝を我々がきちんとしていかなきゃいけないのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

それでは、次のテーマに移らせていただきたいと思います。最後のテーマになるかもしれませんが、殺人事件など裁判員の方がストレスを覚えるような事件について、少しでも参加しやすくする方策はあるでしょうか。

【8番】

例えば現場の壊れた車の様子だったり、司法解剖した後の傷の様子に関する資料だったり、見なければ評議できないものを見るのは仕方ないと思うんですが、我々裁判員たちも、結構長いこといると、みんなが仲よくなれたんです。なので、裁判員同士で御飯に行ったりとかして、そういうところで何か話をしたりして、そういうストレスはやっぱり軽減できたというのがあるんですが、結局それは、当たり外れじゃないですけど、今回の裁判員たちがよかったというのであると思うので、環境整備となると、なかなか難しいんじゃないでしょうか。

【司会者】

裁判所としては、殺人等の事件に関して参加しやすくする方策をどのように考えていますか。

【川田裁判官】

実際にそういう事件に関わった裁判員の方とお話をすると、証拠でどういうのが出てくるのかすごく不安に思ったとか、心配だとか、そういう意見がよく出されます。裁判所としても、裁判員裁判の公判審理が始まる前に公判前整理手続を行って、争点と証拠の整理を検察官、弁護士、裁判所でやっているんですけども、そのときに、その争点に必要な範囲の証拠というのはどういうものなのかというのは検察官に検討をお願いしたりして、不必要に刺激的な証拠は必要ない場合には出さない形で立証してもらったり、そういう工夫をいろいろしたりしています。どうしてもそういう証拠を見なければいけないという場合もあり得るかもしれませんが、そういう場合には、例えば選任手続のときに少しアナウンスをして、こういうものが出てきますという説明をしたり、あるいは公判で証拠調べをする場合など、検察官がその証拠を示すときに、これからこういう証拠が出てきますというようなことをアナウンスしてもらいようにしてもらいとか、いろいろ工夫を重ねて、できるだけそういう精神的な負担が重くならないような形に工夫しようという裁判体が多いかなというふうに考えます。

【8番】

一つよろしいでしょうか。これはもう証人のスケジュールなんで、しょうがないとは思いますが、証人尋問の最初にいきなり薬に詳しい人というのが来たんです。ものすごい片仮名をたくさん並べて、初日はそれについて全く訳が分からなかった。その初日の午後から、亡くなった遺族の方というものすごい重要人物が来て、その後、周りの方々というので、お堀を埋めていった時点で、もっとその遺族の、その親族の方に、あっ、これ聞けばよかったなみたいなのがもう終わっているし、その順番を何かもうちょっと分かりやすいと、あれも聞けたな、これも聞けたなというのがありました。最終的に被告人に全部聞いた後、薬の効果に詳しい人というのが最後の最後に出てきたんです。それはむしろ先にやったらよかったとは感じました。

【本田裁判官】

審理日程についてはその日にしかスケジュールが合わないという関係もありまして、どうしてもその日になってしまうということがあると思います。遺族の方々には、全て終わった後に聞きたいという御意見もあるということなので、そこは審理日程を組むときの参考にさせていただいたらと思います。

【司会者】

ここまでの皆さんの御意見等を踏まえて、また法曹三者の方から何か御質問や御意見等があればお聞きしたいと思いますが。

【乙部裁判官】

皆さんが参加しやすい裁判員裁判というのを作るためには、会社との調整がすごく難しいのかなというふうに思っているんですけども、会社の中で裁判員裁判のために制度を作っているというところと、そもそも全然作っていなかったという方と、まちまちだと思うんですが、制度を作っているという場合に、どこまでの制度を作られているのか、お休みの関係で制度を作っているということなのか、それとも仕事の配分のところとか、そういったところもやっているのか、その辺をお聞きしたいなというふうに思います。

【4番】

会社からは、裁判員制度で休む場合、個人の有給休暇とは別に、裁判に掛かった日にちについて全部お休みはもらえます。今振り返ると、それは自己申告なんです。だから、私の場合、多分7日間、7回裁判所に行ったんですけども、7回分もらっています。裁判所の方からは証拠で証明書もくれます。けれど、会社は別にそれが欲しいとは言いませんでした。だから、うそをつける状態なんです。それは信用はしてもらっているんですけども、会社の人事がそういうことを担当しているんで、人事はそういう制度があるからどうぞ休んでくださいと。私は全く人事部にいるわけじゃないんで、自分の部署に戻ると、上司は当然行ってらっしゃいと言って歓迎はするけども、仕事はよろしくという状態なんで、これは、逆に言えば、自分たちの会社

の問題だと思えます。もっとどんどんそういう人が出れば、会社も考え、上司の頭の中に入るでしょうが、そもそも裁判員候補者としてめったに当たらない、また裁判員として選任されないということもあるんで、それを標準の案件として会社としては置いておかないような気がします。やっぱり会社によって違いはあるでしょうけど、多少まだ整備は不十分かなというふうには思えます。

【7番】

私の会社は、大きい北海道から沖縄まで全部あるような会社なので、こういう裁判員のような大きい制度の改革がある場合は、もう人事部、法務部、健保組合で話し合っ、て、会社が決めてくださるんで、自分たちというよりも会社が規定を作ってくれば、私たち社員はそれに従うだけなので、そこは会社の上のグループたちが頑張ってくれることじゃないかなと思えます。

【1番】

自分の会社も特別な休暇が当てられるようになってはいますが、やはり自分の補充をどうするかという問題は各職場とか上司に一任されている感じで、それ自体も職場の問題だと思うので、それ以上補充まで制度に乗せるのは難しいんじゃないかなと思っていますので、あとはやっぱり裁判員制度、少ないとはいえ、誰かしら選ばれているんで、選ばれることがあるよという啓蒙を会社として、上司の方にはしていけないといけないんじゃないかなと思えます。そういうのを見越して、補充も頭の片隅に、上司の方が頭の片隅に入れていくようにしていただくほかないかなと思えます。

【3番】

今ここにいらっしゃる裁判員経験者の方というのは、ある意味、志を持って、会社の理解も得られて、それで出席できた方々なんです。ところが、それができた人について話ばかり聞いていても、きっと断るしかなかった人たちの話を聞かないと、できた人にどうしてできたのかを聞くのではなくて、できなかった人にどうしてできなかったのかということを知るのが裁判所にとって一番大事な意見じゃないかなと私

は思うんです。今お話を聞いていても、ほとんどの裁判員の方々是从業員規模が数百人、数千人の会社の方なんだと思います。しかし、中小企業のように20人とか、そんな人数だけで成り立っている会社が9割ぐらいたしかあったはずなんです。だから、そういう規模の方たちに出てもらえるようにするにはどうしたらいいかということの方がもっと大事だと思うし、だって大企業の人ばかり出ていたら、職業偏るじゃないですか。それと、自分の意見ですけども、我々が出た裁判、裁判員裁判は男性、女性の比率が5対3だったんです。これは人口比率と違います。単純に思いましたけど、人口比率に合わせて裁判員を選任すべきじゃないかというのと、それから年代比率もあると思います。我々の裁判員には20代の方は多分いらっしやらなかったような気がするし、コンピュータで抽選するのはいいかと思いますが、男女比率であるとか年代比率まで勘案した抽選が必要なんじゃないかなと思います。そうすることによって、いろんな人が交じってくることで、いい裁判員裁判、制度につながって、世代も違う、職業も違う人たちがそろってこんな意見になったんだよという、その大団円の方に向かっていける話ではないのかなと感じました。

【司会者】

ありがとうございます。若干説明させていただきますと、トータルで見ると大体構成は人口比になっているんですが、8人の中でそれを均等にするというのはなかなか難しいということはあるかと思いますが、全体で見ると大体男女比、構成比、人口は合っているというような報告にはなっております。

【2番】

私たちの場合は男性が2人で、あとは全部女性でしたから、そういうことあるんだろうと、私は逆に、女性がこんな多いのかという印象を持ったぐらいです。

【川田裁判官】

皆さんの御発言を聞いて、何点か補足したいことがございます。先ほど3番の方から守秘義務の話が出てきましたけども、まさに3番の方が言われますように、守秘義務の範囲はかなり限定されているということになります。評議の秘密、先ほど

指摘していただきましたけど、あと評議以外の裁判員としての職務を行う上で知った秘密、誰が裁判員を務めたかとか、あるいは事件の関係で、家族間の殺人事件で名前を出してしまうと、その人たちの関係者のプライバシーに影響する、そういう事情は守秘義務がかかりますけれども、皆さんがいろいろ今日発言していただいた裁判員を経験しての感想とか、これはむしろ裁判所としてはどんどん話してもらって結構ですし、そういう方向で臨んでいます。今、皆さんに対し、最後にエントリーシートですとか出前講義の御案内のチラシにも交せて配付していると思うんです。実際に私が裁判員裁判を担当して、終わったときに、この裁判の感想を社内報に載せたいんだけどという要望については、どうぞどうぞと申し上げています。そういう形で、裁判員を経験しての感想は是非いろんなところで広めていただければというふうに考えます。もう1点、先ほど3番の方から交通費の話が出ていました。これは、現状だけ御説明させていただきます。御希望に沿えるかどうかというのはちょっと違うところかもしれませんが。裁判員とか裁判員候補者の皆さんが実際に裁判所に来られる際に利用される交通手段とか経路とか、鉄道、バス、自家用車と、いろいろあると思うんですけれども、その交通手段によって事情は異なり、また費用も異なってくるんですが、一応全国一律の基準で計算方式があって、そのルールに従ってやっているところがあるので、地域ごとに変えて適用することができないということをお話しさせていただきます。ただ、そういうルールは知りたいということだと思いますので、その辺は御意見として参考にさせていただこうかと思います。

【司会者】

検察庁のお二人、いかがですか。何か最後、御意見あるいは御感想でも結構ですが。

【岳井検察官】

今までのお話の中でも感じたのは、やはりこうした経験者の方々の声を更に候補者、次なる候補者に直接伝わる場面なり書面なりがある方がいいのかなという印象を受けました。分かりやすい例でいうと、例えば通信講座でも何でも、ダイレクトメ

ールとかいろいろあると思うんですけど、必ず載っているのは受講生の声とか、あくまで分かりやすいという意味で例を出しましたけれど、せっかくいただいた御意見を生かさないわけにはいかないなどは関係者として思いました。あとは、やはり経験できなかった事情で悔しい思いをした方、何かの事情で経験できなかった方々からの意見の集約の機会もやはりあるべきかなと思いました。

【高橋検察官】

検察官の高橋です。議論が少し前に戻ってしまうかもしれないんですけども、審理の1日目に検察官から説明を受けて、少し分かりづらかったという話があったかと思うんですが、ちょっとその点で御質問したいことが1点ありまして、その1日目、特にいきなり裁判員が始まって、何をするのか、裁判官の方々から一定の説明は受けておられると思うんですけども、1日目に説明を受けるときの分かりやすさのために何ができるのかということをお尋ねしたくて、例えば1時間程度で終わる裁判を傍聴することによって、刑事裁判の手の流れを知りたいであるとか、ほかの裁判員の最初の手続だけを傍聴することでどんなイメージを作りたいであるとか、若しくは証拠を調べた段階で、人の話を聞き始める前に少し長目の評議の時間が欲しいだとか、何かそういう観点から、1日目だったり、それから先に進んでいく審理をより分かりやすくするために日程を調整できるような御意見をいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

【8番】

選任手続が終わった後、例えば法廷を見せたりしますよね。そこで何か、DVDじゃないんですけど、模擬的に何か似たようなことをして、こんなふうな流れでやりますみたいなことを映像化したものをちょっと10分、15分見たりすることもあるのかなと今考えておりました。

【司会者】

それだけでも大分イメージが変わりますか。

【8番】

そうですね。

【司会者】

ありがとうございます。

【3番】

実際に検察官の方がばあっと御説明されると、裁判員の人たちは初めてで、何の質問もできないうちに終わるんです。裁判の席だから難しいかもしれないけれど、ちょっと待って、すみません、それどういうことでしょうかと聞けるタイミングがあったらうれしかったなと後で思いました。

【6番】

時間の制約も多分あると思いますし、どこまで本当にできるかという問題はあると思うんですが、例えば一番スタートの段階で、過去の判例じゃないですけど、似たような事件があって、こういう根拠をもとにこういう判断が下されましたというのが分かっているならば、この辺の情報が大事なんだなと事前に準備ができるので、その辺があるとスムーズに入れるかなという感じはします。

【司会者】

ありがとうございます。弁護士のお二人からいかがでしょうか。

【立花弁護士】

弁護士の立花です。一つだけ質問させていただきたいんですが、休憩の取り方なんですけれども、体力的な意味というよりは、むしろちょっと分かりやすさという面に限ってお聞きしますが、例えば証人尋問なんかで1時間とか、それ以上の話を続けて聞くという機会もあったかと思うんです。多分御自身の中で話を咀嚼するとか、少し整理するというために、もうちょっと小まめに短時間でもいいので休憩を取ったりする、あるいは証人尋問じゃなくても、書類の読み上げですとか画面に映して説明する手続の間にちょっと小まめに休憩を少しずつ挟みながらのほうが理解がしやすいとか、その辺り、休憩の取り方、タイミングという点についてはいかがでしょうか。

【1番】

私としては、やはり小まめに入れてくれた方が助かります。検察官や弁護人の皆さんは、多分そういう証拠とか、ある程度把握した上で、ストーリーを頭の中に入れて証拠調べとか聞けると思うんですけど、裁判員は初めて目にするものなので、やはりそれをかみ砕く時間を小まめに入れていただいた方が、より充実した裁判につながるかなと思います。

【司会者】

ほかの方。大体今証人尋問でも書証の取調べでも、1時間に1回、15分ないし20分程度休憩を入れていることが多いんじゃないかと思うんですが、その程度の頻度でどうなのか、あるいはもっと、もう少し多目にとった方がいいのか、その辺はいかがでしょうか。

【8番】

長い裁判でしたけど、不快に感じたことはなかったんで、このぐらいがちょうどいいかなと。

【2番】

事件が難しいと、証人が例えば複数、何人も出るとか、そういう事案によっても違うと思います。私の場合は、たまたま証人は1人でしたし、そのほかの証人の方はいらっしゃいませんでした。事件そのものが、割とシンプルなもので、理解はしやすかったという事例かもしれませんが、証人が何人も出てきたりとか、時間が長いとか、そういう難しさとか、それによってちょっと違うんじゃないかと私は経験で思いました。

【司会者】

ありがとうございます。ほかの方は。よろしいでしょうか。

【野原弁護士】

弁護士の野原と申します。今までのお話を伺った感想としては、やっぱり何か始まる前は怖くて、終わったときは満足というお話が結構多いのかなと感じました。

私たち自身としては、今弁護士側の側でもそういう裁判員に分かりやすくということとか、ちゃんと伝えないと、というところを考える、そういう委員会に一応所属しているメンバー2人で来ているところなんですけれども、そういう裁判の中の何を注目すればいいのか分からなかったとか、そういった話というのはまさに私たち自身がこういうところを見てくださいなというところの努力の足りなさでもあったりすると思うので、そういったところはより頑張っ、終わったときに、すごく分かりやすく、充実して話しをすることができてよかったと、またそれが周りに拡散していけるようにできたらという意味では、私たち個人としても頑張っ、いかないといけないのかなと思いました。あとは、やはり告知というか、周知のところは大事だとは思いましたので、3番の方がおっしゃっていたようなところで、何か送られてきた紙が何か物々しいんじゃないかと、何かURLで見たら、実際に模擬の裁判員のような何か面白いコンテンツとかを見て、ああ、こういうものなら行ってみるかなとか、終わったときの満足感の一端でも感じられるようなものがあればいいんだろうなと思いますし、少なくとも私たちは、裁判員の方がより充実した裁判ができるんじゃないかというふうに思っている弁護士たちですので、そういったところで協力できるのであれば、私たちも是非参加していきたいなと思っているところです。今日はありがとうございました。

【司会者】

それでは、ここで意見交換会を終わらせていただきたいと思います。本日いただきました貴重な御意見を参考とさせていただきます、更に参加しやすい裁判員裁判を目指して努力してまいりたいと思いますので、また引き続き御理解、御協力のほどをよろしくお願いいたします。今日は長時間にわたり本当にありがとうございました。